



「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

11月12日～25日は、  
女性に対する暴力を  
なくす運動期間です。



Q DVって何ですか？

配偶者（夫婦、同居するパートナー）間での暴力のことです。

－DV防止法では、親子や恋人を含みません－

- ① 身体的暴力（殴る、蹴る） ② 精神的暴力（暴言、無視） ③ 性的暴力（望まない妊娠）
- ④ 経済的暴力（生活費を渡さない）などがあげられます。

Q 夫婦げんかとの違いを教えてください。

暴力による支配（コントロール）がDVです。

繰り返される暴力（身体的暴力以外の暴力も含みます）により、夫婦の力関係が固定化し、対等でない関係性が築かれることがDVです。

Q もし、相談されたら・・・

窓口等で相談を受けたら、必ず専門の相談員につなぎましょう。

ときに、大きな事件に進展することもある‘DV’、慎重に対応しましょう。

- ◆相談員対応「DV相談」  
月・金曜日 10：00～16：00（緊急時は随時可）  
人権・男女共同参画課内「DV相談支援室」
  - ◆相談員対応「女性相談」  
火・水・木曜日 10：00～16：00  
駅前出張所内相談室
- 予約・問合せ 人権・男女共同参画課（内 811）

相談窓口の案内カードやチラシを、そっと手渡すだけでも効果的です。（カード等は、840情報コーナー、人権・男女共同参画課等に設置しています。）

